

久留米市地域福祉計画推進協議会設置要綱

久留米市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成25年1月22日14地福第24号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく久留米市地域福祉計画（以下「計画」という。）を円滑に推進するため、久留米市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、調査審議を行い、市長に意見を述べる。

- (1) 計画の進捗状況に関する事項
- (2) 計画の重点施策の推進に有効な手法に関する事項
- (3) 次期計画の方針及び内容に関する事項
- (4) その他計画を推進するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 福祉関係者
- (3) 市民団体等関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とし、市長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、計画の期間を限度にその任期を延長することができる。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第6条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会委員15人以内をもって組織する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取）

第8条 会長は、委員又は部会の申し出により、必要があると認めるときは、委員又は部会委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第9条 協議会の庶務は、別表1に掲げる職員で組織する協議会事務局（以下「事務局」という。）で処理をする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表 1

事務局長	健康福祉部地域福祉課長
事務局員	協働推進部協働推進課長
	協働推進部地域コミュニティ課長
	健康福祉部障害者福祉課長
	健康福祉部長寿支援課長
	健康福祉部介護保険課長
	健康福祉部生活支援第2課長
	健康福祉部保健所保健予防課長
	健康福祉部保健所健康推進課長
	健康福祉部保健所地域保健課長
	子ども未来部子ども政策課長
	子ども未来部家庭子ども相談課長
	都市建設部防災対策課長
	都市建設部住宅政策課長
	教育部学校教育課長
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会事務局長